

入会のおさそい

入会のご案内



INFORMATION

看護連盟は
こうして誕生しました



届けよう看護の声を！私たちの未来へ

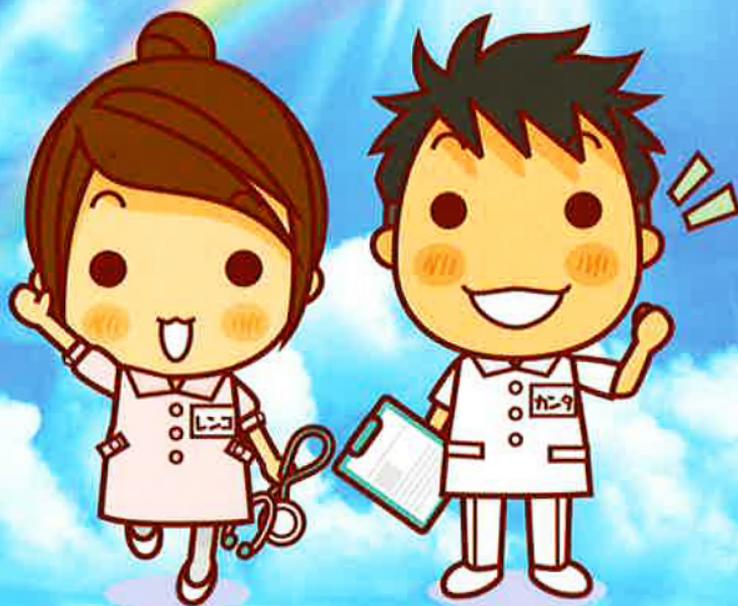
日本看護連盟

JAPANESE NURSING FEDERATION

看護協会と看護連盟

看護連盟の事業

私たちが取り組むこと



入会のおさそい

私たちが目指すのは、
人々が健康で明るく暮らせるような
社会を作ることです。

そのために労働条件の改善をはかり、
看護教育の水準を高めるなどの
体制づくりが必要です。

あなたの参加が 看護連盟の推進力

看護連盟の活動を支えるのはあなたです。

会員一人ひとりの行動が、
目的達成の原動力、
あなたの参加を期待します。

日本看護協会会員であれば、
資格に関係なく会員になれます。

あなたも会員に なりませんか

あなたの友人にも入会をお勧めください

日本看護協会の会員であれば、誰でも自由に
連盟会員になれます。

また、定年等で退職された方は、日本看護協会
会員でなくても、特別会員として入会できます。
看護学生も入会できます。

一人ひとりの行動が目的達成の原動力となる
のです。新会員を増やしましょう!

賛助会員の入会もお勧めください

当連盟の主旨に賛同いただける方であれば、
協会会員や看護職以外のどなたでも入会でき
ます。ぜひ加入をお勧めください。

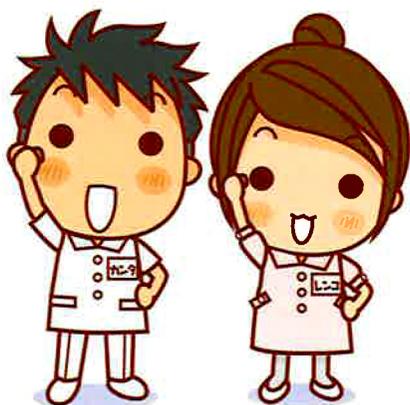
入会手続きについては、都道府県看護連盟に
お問い合わせください。

お申し込み方法

入会のお申し込みは、入会申込書にご記入の
上、都道府県看護連盟までにご提出ください。
また、参考資料をご希望の方、その他お問い
合わせ等は都道府県看護連盟または日本看護
連盟までご連絡ください。

看護連盟誕生

1959(S34)



**看護連盟は、
看護協会の看護政策を実現するための
政治団体として誕生しました。**

看護連盟の母体である、社団法人日本看護協会は「質の高い看護の提供」を目的に、会員への教育や福利厚生等支援活動を通じて日本の看護水準の向上を図るため、昭和21年(1946年)設立されました。

しかし、看護職が抱えるさまざまな問題の中には、政治的手段によってしか解決できない問題が多くあります。そのためには、看護職の代表を国政に送り、看護協会の目指す政策や意見を反映させ、解決していかなければなりません。

そのため、日本看護協会は昭和34年10月、政治団体である日本看護連盟を設立しました。以来今日まで組織代表を国政に送り、法律の制定や改正・労働条件・看護教育の改善などに大きく貢献しています。

社団法人日本看護協会設立
(現 公益社団法人日本看護協会)

1946(S21)

- 1 社会の変化に応じた看護環境や仕組み作りが必要
- 2 看護職の処遇改善や教育の充実・地位の向上を図るための法律の制定や改正が必要
- 3 陳情や請願の繰り返しだけでは看護に関する法律上の問題解決につながらない

* 公益法人は特定の政党を支持したり選挙運動ができないため政治力が必要

政治力が必要

政治団体 日本看護連盟設立

1959(S34)

目的
看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い国民の健康と福祉の向上に貢献する

リフォーム連盟始動!

2005(117)

スローガン
「ベッドサイドから政治を変える!」を決定。

公益社団法人日本看護協会へ移行

2011(1123)

新スローガン
「届けよう看護の声を! 私たちの未来へ」を決定
2020(R2)

看護協会と看護連盟

看護協会と看護連盟は
役割を分担しながら
協働して活動し
問題解決をはかります。

現場の問題

解決のために必要な
法律を変えるための
根拠ある主張

政治力を
発揮する

政策提言活動 看護協会

日本看護協会は

1. 国の保健医療福祉に関する諸検討会に委員として出席しています。
2. 毎年、看護政策をまとめた要望書を政府に提出しています。

Politics



政治活動 看護連盟

日本看護連盟は

1. 看護協会の提言する看護政策実現のために政策決定の場である国政・地方議会に代表をおくります。
2. 代表議員が看護問題の解決を政策決定の場で進展させるための支援をしています。

看護連盟とは、日本看護連盟と都道府県看護連盟
看護協会とは、日本看護協会と都道府県看護協会

看護連盟の事業

国民の健康と福祉の向上を目指し、
さまざまな活動を推進しています



阿部議員



高階議員



石田議員



友納議員

ベッドサイドの問題を政策に反映します

研修会

- ・支部研修会 ・都道府県別研修会 ・日本看護連盟研修会
- ・都道府県ブロック別研修会

政治啓発活動

職場で直面する諸問題をみんなで話し合い、看護職全体に共通する労働条件の改善等、政治的解決に向けて取り組む。また社会の人々の理解を得て、一緒に活動する。

代表議員および地元国会議員等との連携

- ・国会見学・講演会・セミナー ・国政報告会
- ・看護問題小委員会 ・看護問題対策議員連盟

看護職を代表する議員を 政策決定の場へ送ります

後援会活動

普段から代表議員の政策を看護現場や支援者に伝えたり、看護職一人ひとりが政治への関心を高める活動などを行う。

選挙運動

私達の力で国会や地方議会に代表者を送ります。また看護に理解のある国会議員や地方議員を推薦しこの方々の力も借りて問題解決まで努力する。

陳情・請願活動

組織としての意見をまとめ、国や自治体の政策に反映されるよう国会・行政官庁・地方議会に働きかける。

法律が変わると看護が変わります！ 法律を変えるためには 国会議員が必要です！

●「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(人確法) 成立(1992(平成4)年)以降に変わったこと

- 複数夜勤体制と夜勤回数の制限
- 保健師・助産師・看護師に名称を変更・統一
- 看護大学の新設促進と看護短大の4大化促進

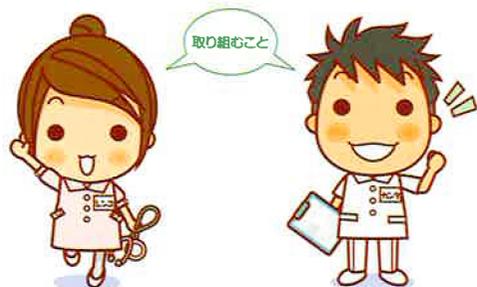
*法律成立前 大学4校
→ 10年後に100校以上 20年後に265校

- 国家公務員看護職の完全週休2日制
- 認定看護管理者制度開始
- ナースセンターの設置
- 国家試験合格発表が3月に変更(それ以前は4月)
- 診療報酬の改定により、入院基本料7:1新設

●そのほかの法律改正

- 保健師助産師看護師法(保助看法)・人確法の改正(平成21年):国家試験受験資格に大卒を追加明記、保健師・助産師の教育年限を6か月から1年以上に、卒後臨床研修の努力義務化
- 介護保険法改正(平成23年):「複合型サービス」創設(→看護小規模多機能型居宅介護)
- 保助看法の改正(平成26年):特定行為研修制度の創設
- 人確法の改正(平成26年):離職時における都道府県ナースセンターへの届出(努力義務)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正(平成31年):ハラスメント防止法

保健医療福祉改革が進む今、 看護の発展 そして国民の幸福のために 専門職として取り組むこと



- 働き続けられる職場環境づくり
- 看護師基礎教育および保健師・助産師教育の充実
- 看護職の卒後臨床研修制度の推進
- 高度な知識・技術を持つ専門看護師・認定看護師の養成強化と活用、配置の促進
- チーム医療を推進するための看護職の専門性の向上と役割拡大
- 保健師の専門性を発揮するための活動基盤強化
- 助産師による安全で安心な出産環境提供体制の推進
- 職場の医療安全対策の強化と医療安全文化の醸成のための環境整備
- 障がい者自立支援法が適用する入所施設への看護師を配置
- 医療施設と地域連携を支援するために通院調整部門の設置と看護職専任担任者の配置
- 在宅療養を支える訪問看護を基盤としたサービス提供体制の確保と整備
- 東日本大震災復興支援事業の推進
- 保健医療福祉関連の税制改正
- 診療報酬改定への看護職の参画

2020年新スローガン 届けよう看護の声を！ 私たちの未来へ

看護への理解を深め、
看護を選んでもらえる
ようになるために
今一番必要なこと

政治への
働きかけの第一歩

- 市民・患者や家族と共に、
看護について語ろう
- 良い看護をしたいからこそ、
声を上げよう

政治を変える

私たちの望む看護の実践のために、看護連盟の会員を増やすこと、看護職の代表を国政、地方議会に多数送るための投票活動につなげることが重要です。

そこから私達の政治への働きかけが始まります。

さらに最も身近な現場からの「看護の声」を政治に反映させていきます。

あなたも立候補しませんか？

現場の声こそが看護の向上と
国民の健康に大きく寄与します





日本看護連盟

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

TEL ● 03-3407-3606 FAX ● 03-3407-3627

ホームページ ● <https://www.kango-renmei.gr.jp>

公式ウェブサイト



WEBアンフィニ



LINEアンフィニ



お問い合わせ先